

警備業における適正取引の推進」のねらい
警備業は、1962年に誕生して以来、多くの先人ともお客様に支えられてながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いてまいりました。

しかししながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人手不足が長年の課題となっていました。このような状況が続けば、近い将来、全てのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。

これまでの警備業界では、取引上、参注元（親事業者）が強い立場にあることから、例えば、「警備業務以外の付帯業務にかかる対価」、「参注元の都合による警し警備料金の減額」などについて、警備料金の交渉をしたくても以後の取引を断らざることをおそれ、交渉がうまくできない面倒が存在し、適正な取引ができていな

いケースも多々ありました。

今後、警備業が更に健全に発展し、全てのお客様のニーズに応えていくためにには、お互いが必要な費用などについて、交渉ができる環境を構築し、双方が手を取り合い一体となって取り組んでいくことがとても重要であると考えております。

こうした観点に立ち、また、政府の施策として各団体による自主行動計画の策定が求められていることから、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という）では、警察庁並びに関係省庁と密接に検討を重ね、望ましい取引事例や下調べ等で問題となる事例を取りまとめて「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定（全警協ホームページ参照）し、その実務版として、本リーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、これまでにみられた取引慣行のうち、よくありがちな実例をピックアップし、その上で目指すべき取引を事例ごとに掲載いたしました。

今後、参注元（親事業者）と警備業者の双方で適正な取引を行っていく上で、本リーフレットを役立てていただければ幸いです。

困ったときの相談先

● 全国中小企業取引振興協会 ●

価格交渉について相談する。

中小企業の事業である「下請かげこみ寺」では価格交渉サポート相談室を設置し、取引先との価格交渉を行う際のノウハウについて相談企業に出向いて、個別相談を実施しています。無料（3回まで）ですので、気軽にご相談ください。詳しくは（公財）全国中小企業取引振興協会のホームページをご確認ください。

価格交渉サポート 相談室フリーダイヤル（通話料無料）

0120-735-888

取引上の悩みについて相談する。

「下請かげこみ寺」では、全国の中小企業から寄せられた企業間取引に関する様々な相談などに対して相談員が無料で親身になって対応することとともに、必要な応じて弁護士による無料相談も行っています。詳しくは（公財）全国中小企業取引振興協会のホームページをご確認ください。

下請かげこみ寺 相談用フリーダイヤル（通話料無料）

0120-418-618

～警備員、営業員の方へ～

● 全国警備業協会 ●

通報窓口

相談窓口

警備業における取引において、「下請法」又は「独禁法」等の法令違反や不當な要求などが生じた場合、その他、全国警備業協会「自主行動計画」に記載の事例に類似したものを見た場合は、当協会へ必ず通報してください。

全国警備業協会 フリーダイヤル（通話料無料）

0120-630-990

通報窓口

全国警備業協会では、警備業における適正取引に向けた相談をお受けしています。

全国警備業協会 フリーダイヤル（通話料無料）

03-3342-5821

これって違法！?
～適正取引のポイント～

通報・相談内容については、適正な情報管理の下で取り扱いますので
安心してご相談ください。

警察庁生活安全局長 山下 実達

一般社団法人 全国警備業協会



次の取引内容は、「下請法」又は「独禁法」等に違反するおそれがあります。

活用方法

本リーフレットは、「どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか？」
「どのように交渉を進めれば効果的なのか？」などについてまとめてあります。十分に理解
し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。
警備会社の経営者をはじめ、警備員、営業員、事務スタッフ等のあらゆる立場、職位の
方々をご利用いただき、警備業における適正取引について広く普及に努めさせていただけれ
ば幸いです。

03 代金の減額

警備料金の支払い時に減額されませんか？



- 発注者は常に実際に起きたことを基にしています。
● 警備料金が支払われるときに、料金を減額するなどしてご活用ください。
● 1,000円単位で値引いて支払われた。

01 発注内容は書面化されていますか？



- 発注者は警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。
● 口頭での交渉で、契約内容などを書面化している場合には、書面と実態を合わせるため
に発注者と協議している。

02 代金の支払遅延



- 発注者に対する支払期日を定めることを求めていたり。
● 支払が期日を超えた場合は、遅延利息（下請法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を超えた場合、年率14.6%）の支払を求めていたり。
● 繰続取引において、受注した警備業務が長期間に及ぶ場合、必要があれ
ば、月単位での支払を発注者に求めている。

04 買いたき



- 従来の警備料金から一律に一定率で単価を一方的に引き下げられることにより、通常の対
価を大幅に下回る警備料金が定められた。

05 自社商品の購入等を強制されませんか？

- 発注者が閲わるチケットや商品の購入を強制させられた。

06 契約外の作業等を無償提供していませんか？

- 発注者から警備料金の支払い時に一方的に休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。

07 不當な給付内容の変更及び不当なやり直し

- 発注者がこれに応じない場合は、契約外業務は行わない。
● 現場で契約外業務を要請された場合は、現場担当者のみで判断せず
権限者に報告し、発注者と協議している。

08 発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていますか？

- 発注者が都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。
● 発注者の都合により、仕様や業務提供日・期間の変更等が生じた場合
は、これに伴い発生した費用の負担を求めていたり。
● 解約金やキャンセル料の発生について、発注者に対し、あらかじめ書面
化するよう求めている。

05 購入・利用強制

06 目指すべき取引

07 目指すべき取引

08 目指すべき取引